

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額の100%を計上する方法で計算した退職給与引当金を計上している。
 - ・賞与引当金－職員の夏季賞与支払に備えるため、支給見込み額のうち、当会計年度の費用として計上すべき金額（前年10月より当年3月までの分）を計上している。
- (3) 貯蔵品の評価方法
 - ・最終仕入原価法

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人の退職金支給規程を採用している

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表は、収益事業を実施していないため作成していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	51,100,000		51,100,000	
建物	163,712,256		18,046,345	145,665,911
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	215,812,256		69,146,345	146,665,911

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金

補助金額 73,381,141円 戻入額（累計額） 30,629,076円 当期末残高 42,752,065円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし 円

計 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし 円

計 円

財務諸表に対する注記

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	408,841,775	263,175,864	145,665,911
建物	27,784,622	21,413,724	6,370,898
構築物	20,840,215	20,152,936	687,279
機械及び装置	695,730	695,728	2
車輛運搬具	27,386,544	27,200,113	186,431
器具及び備品	181,330,649	128,364,479	52,966,170
権利	2,431,429	1,987,652	443,777
ソフトウェア	32,492,899	22,256,502	10,236,397
その他の固定資産	1,200,000		1,200,000
合計	703,003,863	485,246,998	217,756,865

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし